

令和 3 年 6 月 4 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第47号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	2
議第48号	令和3年度草津市一般会計補正予算（第3号）	
議第49号	令和3年度草津市財産区特別会計補正予算（第2号）	
議第50号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案……………	4
議第51号	草津市税条例の一部を改正する条例案……………	6
議第52号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	9
議第53号	草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案……………	11
議第54号	草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例案……………	13
議第55号	財産の処分につき議決を求めることについて……………	15
議第56号	損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて……………	17

議第47号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

契約の締結につき議決を求めることについて

(仮称) 矢倉認定こども園整備工事 (建築) 請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例 (昭和 39 年草津市条例第 15 号) 第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的 (仮称) 矢倉認定こども園整備工事 (建築)
契約の方法 条件付一般競争入札
契約の金額 214,626,500円
契約の相手方 草津市志那町733番地5
ゆうあい建設 株式会社
代表取締役 中瀬 誠

(参考)

工事場所 草津市矢倉二丁目
工事期間 契約締結日から令和4年3月25日まで
工事の概要 既存棟大規模改修 (鉄筋コンクリート造 2階 約492㎡)
一階建て既存棟解体 (鉄骨造 1階 約152㎡)
増築棟建設 (鉄筋コンクリート造 2階 約298㎡)

議第50号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1（仮称）草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第51号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「および扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の8第1項第1号イおよびウ中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オおよびカ中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の右に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを」を加える。

第36条の3の3第1項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第2条の5第1項中「および扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条の2第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 固定資産税に係る法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 草津市税条例第34条の8第1項第1号の改正規定および同条例付則第3条の改正規定ならびに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 草津市税条例第24条第2項および第36条の3の3第1項の改正規定ならびに同条例付則第2条の5第1項の改正規定ならびに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 草津市税条例付則第7条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第34条の8第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の草津市税条例第34条の8第1項第1号に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第52号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第45項を次のように改める。

45 削除

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議第53号

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

草津市学校給食センター設置条例（昭和48年草津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「草津市学校給食センター」を「本市に学校給食センター」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称および位置）

第2条 給食センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
草津市学校給食センター	草津市北山田町350番地
草津市第二学校給食センター	草津市集町60番地

第3条中「草津市立小学校」の右に「および中学校」を加える。

第5条の見出しを「（学校給食費）」に改め、同条中「学校長を通じ教育委員会に」を「市長が別に定める方法により」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市学校給食センター設置条例第5条の規定は、草津市立小学校に係る学校給食費については、令和4年3月31日までは、なお従前の例による。

議第54号

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年草津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「133, 100人」を「147, 300人」に改め、同条第4項第2号中「134, 380人」を「144, 300人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第55号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋 川 涉

財産の処分につき議決を求めることについて

次のとおり財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類、地番、地目および面積

種類 土地

地番 草津市野村三丁目字天役58番3、草津市西大路町字山中832番1、草津市西大路町字野々井888番3

地目 宅地

面積 6,859.79 平方メートル

処分価格 734,000,000円

処分の相手方 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

議第56号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日

草津市長 橋川 涉

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

平成29年10月17日午後4時50分頃、草津市営住宅の敷地内にボールが入り、児童がブロックフェンスを乗り越えて取りに行き、戻る際にブロックフェンスが倒壊し、個人情報保護のため、住所・氏名は掲載しておりません。の左足にブロックが落下し受傷した事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害賠償の額

12,650,015円

2 損害賠償の相手

個人情報保護のため、住所・氏名は掲載しておりません。